

多治見市再犯防止推進計画 (改訂版)

令和 7 年 3 月

多治見市



はじめに



平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、本市では、令和3年3月に「多治見市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の取り組みを進めてまいりました。

令和6年版再犯防止推進白書によると、近年、刑法犯検挙者数は減少しているものの、それに占める再犯者数の割合は、50%近くで高止まりしている状態です。また、犯罪をした人たちの中には、貧困や疾病など様々な課題や生きづらさを抱えている場合があり、国や地方公共団体、関係機関が連携し、息の長い支援を行う必要があります。

こうした状況やこれまでの取り組みを踏まえ、「多治見市再犯防止推進計画」を改訂いたしました。

犯罪をした人たちが立ち直るためには、地域で孤立することなく安定した生活を送ることが重要です。支援の輪を広げるとともに犯罪が起きにくいまちづくりをすすめ、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指します。市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和7年3月

多治見市長 高木 貴行



1 計画の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

2 計画の目的

- (1) 犯罪をした人等が、社会の一員として復帰、再出発できるよう必要なサービスを迅速かつ適切に提供するとともに、地域が一緒になって犯罪が起きにくいまちづくりをすすめ、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。
- (2) 再犯防止施策は、就労、住居、福祉等多岐にわたっています。再犯防止という視点で各施策を計画的に連携させることによって総合的に推進できるようにします。

3 計画の対象者

本計画の対象者は、「犯罪をした人等であって、多治見市に居住する人または居住する見込みのある人」とします。

「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条において定義している「犯罪をした者又は、非行少年若しくは非行少年であった者」で、刑務所等の矯正施設出所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含みます。

4 計画期間

計画期間を令和3年度から令和10年度までの8年間とし、国・県の計画見直しや社会情勢の変化を踏まえ、令和7年3月に改訂しました。

5 基本方針

以下の4つの柱で進めていきます。

- (1) 仕事と住居の確保を支援します
- (2) 福祉サービスの利用を促進します
- (3) 広報・啓発活動を推進します
- (4) 関係機関とのネットワークを形成します

6 施策の内容

(1) 仕事・住居確保の支援

【課題】再犯を防ぐためには、安定した生活が必要不可欠です。その前提となるのが仕事及び住居の確保であり、その支援が求められています。

①協力雇用主制度の周知

(産業観光課 関係機関：岐阜保護観察所、多治見保護区保護司会、ハローワーク多治見)

協力雇用主制度についてリーフレット等によって情報提供します。

②生活困窮者自立支援事業の活用

(福祉課 関係機関：多治見市社会福祉協議会)

生活困窮者自立支援事業(就労支援、生活全般の困りごと相談)を活用し、就労の支援を行います。

③市営住宅への受け入れ

(建築住宅課 関係機関：多治見保護区保護司会)

市営住宅の入居条件の説明や募集情報の提供を行います。また、保護観察対象者については、保護司等と連携し必要に応じて市営住宅において一時入居を行います。

④住居確保給付金の活用

(福祉課 関係機関：多治見市社会福祉協議会)

住居確保給付金制度(離職及び廃業後2年以内の方に原則3か月間生活保護制度の住宅扶助額を上限に家賃を給付するもの)を紹介し、利用を斡旋します。

(2) 福祉サービスの利用促進

【課題】犯罪をした人等の中には、高齢や障がいがあることなどにより福祉サービスを必要とする場合がありますが、「誰に相談したらよいのかわからない」、「どのようなサービスがあるのか知らない」などの理由から、手続きを行わず適切なサービスを受けられない人がいます。また、抱えている問題が複合化・複雑化している場合、必要な支援につながる事がより難しくなると考えられます。安定した社会生活を送るため個々に適したサービスを受けられるような支援が求められています。

①横断的な相談支援の実施

各窓口での適切な聞き取りにより、必要な支援機関に確実につなげます。多機関と連携した相談支援体制により、複合化・複雑化した問題にも対応します。

[各分野]

ア) 障がい福祉サービスの紹介

(福祉課)

障がいがあることで就労や自立した生活が困難な場合、各種サービスによって支援します。また、家族に対しても相談窓口や各種制度を紹介し、家族で支援できる体制を築きます。

イ) 介護保険サービスの紹介

(高齢福祉課)

高齢者が、日常生活において介護が必要な場合、相談窓口、各種制度、サービスを紹介します。

ウ) 生活保護

(福祉課)

資産や能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し自立を支援します。

(3) 広報・啓発活動の推進

【課題】犯罪をした人等が立ち直り、社会生活を送るためには地域の理解と協力が必要です。しかし、更生保護や再犯防止の理念や施策は、必ずしも市民にとって身近な内容ではないため、十分に認知されていない状況です。また、薬物乱用は社会問題となっており、未然防止や薬物依存への理解を深めるため、若年層からの啓発が重要となっています。

①社会を明るくする運動の推進

(くらし人権課 関係機関：多治見保護区保護司会)

全ての国民が犯罪や非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうという国民運動を推進します。7月が強化月間となっており、保護司会、更生保護女性会、BBS会※と協力し、市民の理解促進に努めます。

※BBSは、Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年に兄や姉のように身近な立場で接することで少年の成長を助ける青年ボランティア団体。

②再犯防止に関する周知・啓発

(くらし人権課 関係機関：多治見保護区保護司会、東濃保健所)

7月の「再犯防止啓発月間」を中心に、再犯防止についての周知・啓発に努めます。

また、保護司会等が実施する小学校・中学校・高校での薬物乱用防止教室に協力するなど、地域ぐるみで薬物乱用防止に取り組む意識を醸成します。

(4) 関係機関とのネットワークの形成

【課題】関係機関が取り組んでいる再犯防止の施策はいくつかありますが、それらは機関ごとの個別対応になりがちな一面もあります。関係機関とのネットワークを形成し、一丸となって協力できる体制が必要です。

①関係機関意見交換会の開催

(くらし人権課)

ネットワークが機能するよう、毎年度前期を目途に、関係機関が一堂に会する機会を設け、情報交換等を実施します。常日頃から連携できる体制の構築によって従来よりも横の展開を容易にし、再犯防止策の密度を上げていきます。

②更生保護関係団体の活動支援

(くらし人権課)

犯罪をした人等の支援を地域の中で行う保護司会が、活動を円滑に行うことができるよう支援します。

また、地域社会の犯罪等の未然防止や青少年の健全育成のための活動を行う更生保護女性会やBBS会に協力します。

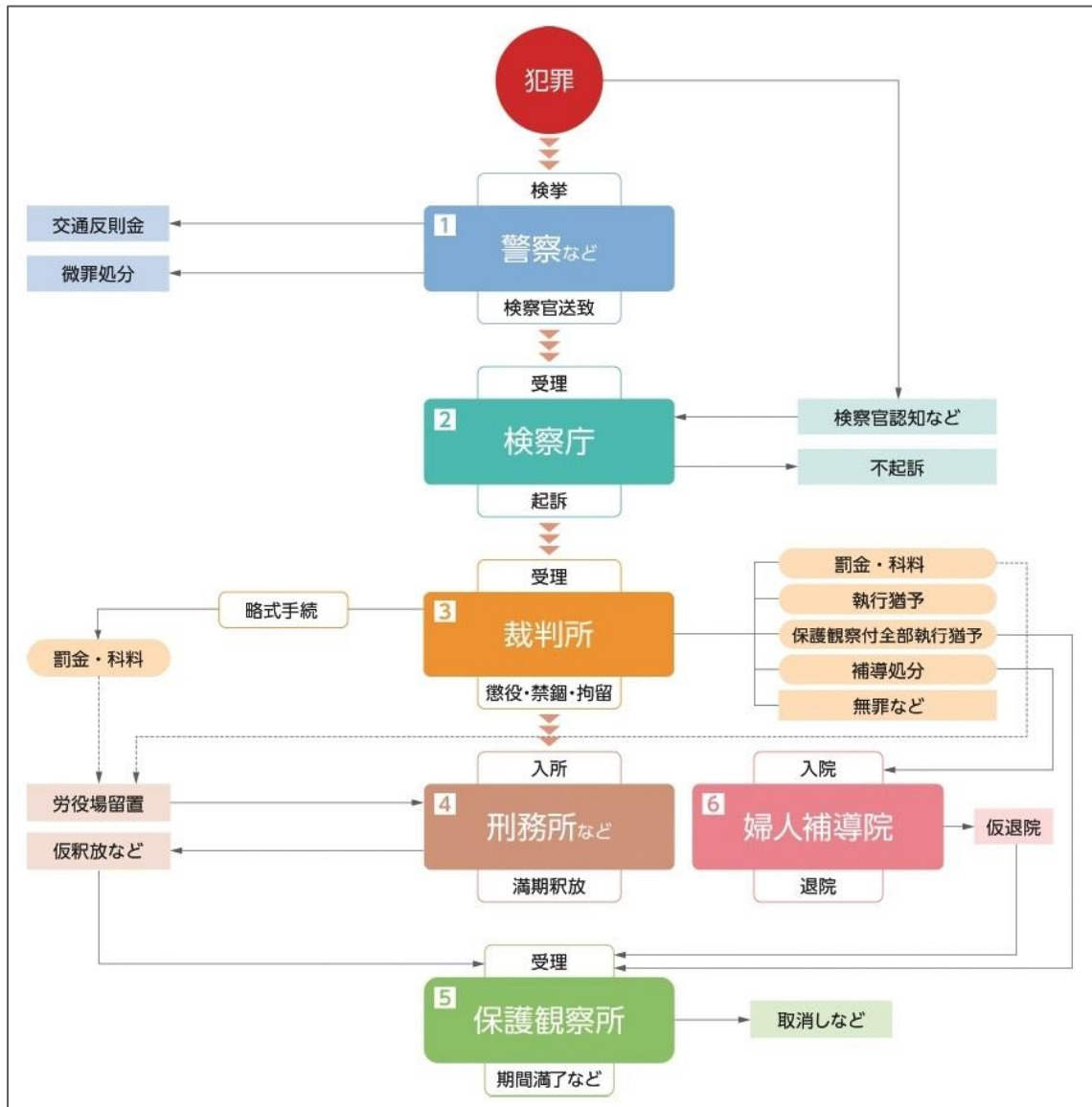
6	関係機関連絡先一覧（令和7年3月現在）
----------	----------------------------

名 称	住 所・電話番号
多治見市役所くらし人権課	〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15（本庁舎） 電話 0572-22-1128
産業観光課	〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15（本庁舎） 電話 0572-22-1252
建築住宅課	〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15（本庁舎） 電話 0572-22-1312
福祉課	〒507-8787 多治見市音羽町 1-233（駅北庁舎） 電話 0572-23-5817
高齢福祉課	〒507-8787 多治見市音羽町 1-233（駅北庁舎） 電話 0572-23-5821
多治見保護区保護司会	〒507-0034 多治見市豊岡町 1-65 多治見更生保護サポートセンター 電話 0572-51-1881
多治見市社会福祉協議会	〒507-0041 多治見市太平町 2-39-1 電話 0572-25-1131
ハローワーク多治見	〒507-0037 多治見市音羽町 5-39-1 電話 0572-22-3384
東濃保健所	〒507-0027 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 2 階 電話 0572-23-1111
多治見警察署	〒507-0054 多治見市宝町 6-65 電話 0572-22-0110
岐阜保護観察所	〒500-8812 岐阜市美江寺町 2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館 電話 058-265-2651
名古屋矯正管区	〒461-0011 名古屋市白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎 3 号館 電話 052-971-6003

※掲載している名称等は、機構改革等で今後変更になる場合がありますのでご注意ください。

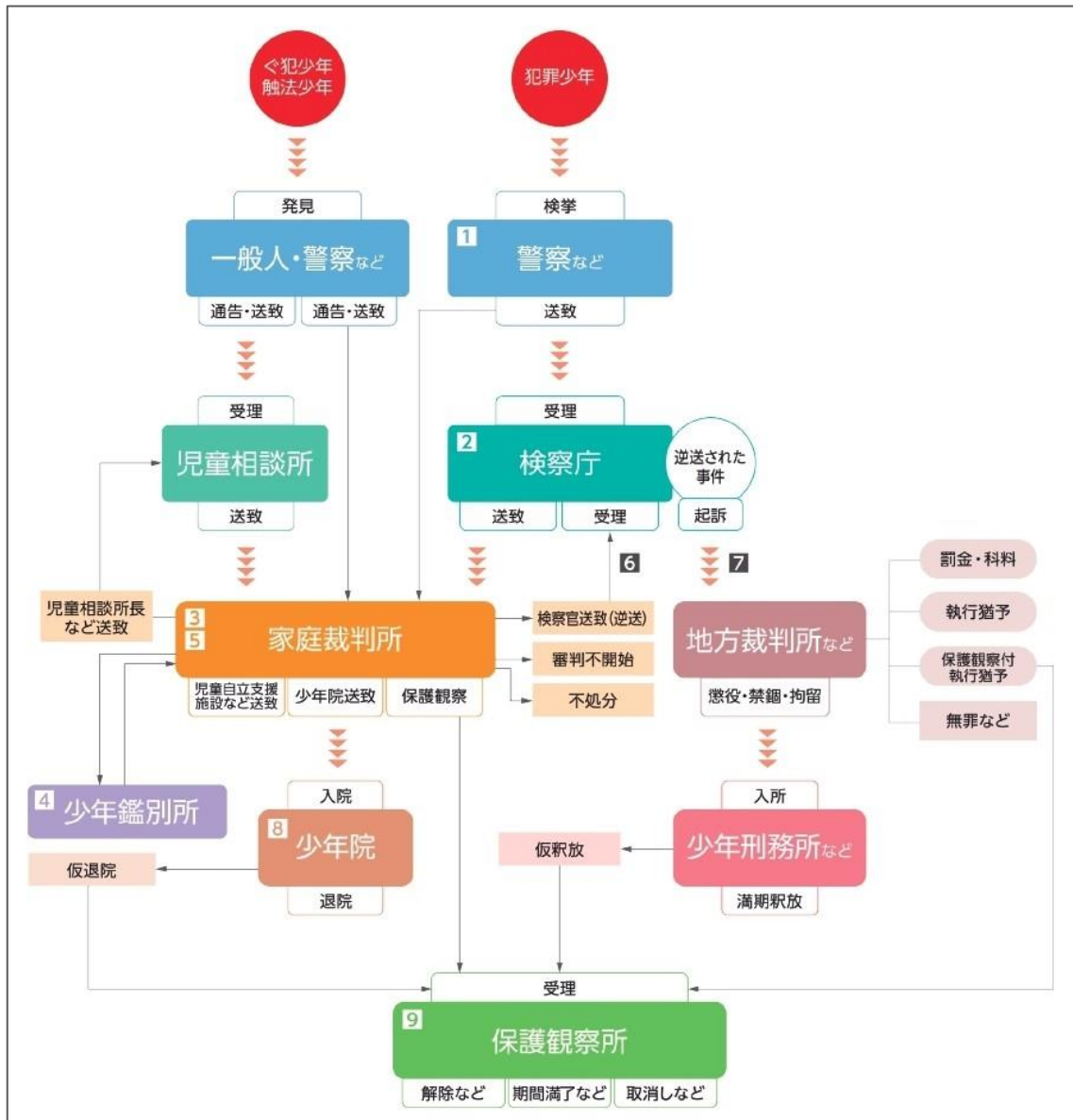
資料編

◆ 成人による刑事事件の流れ



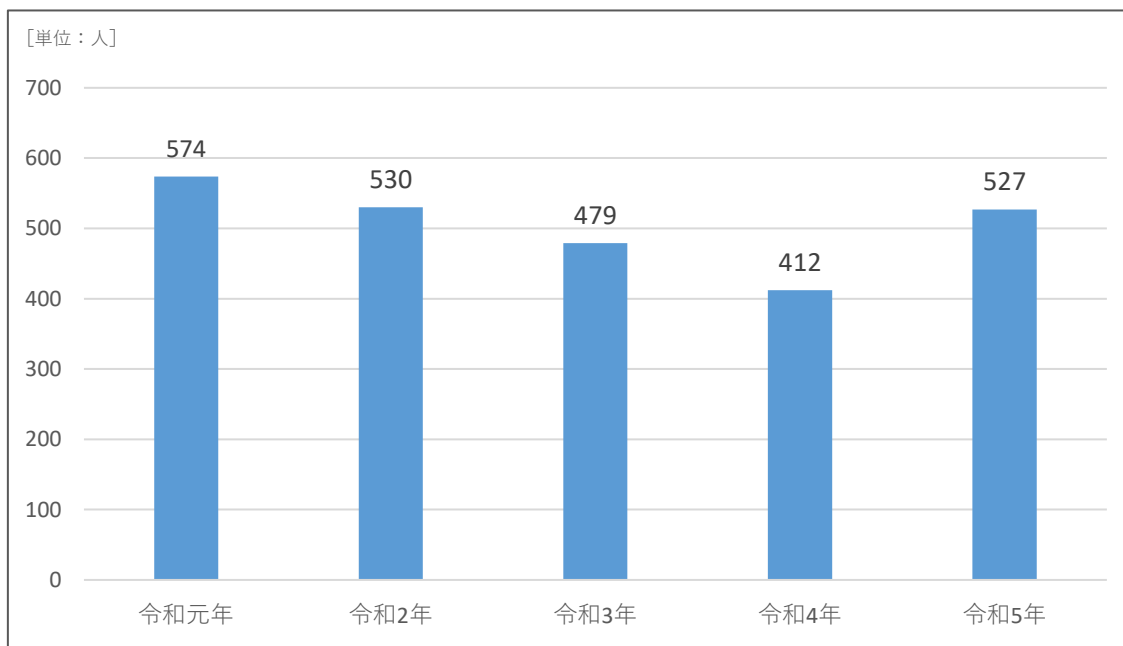
出典：令和六年版再犯防止推進白書

◆ 非行少年に関する手続きの流れ



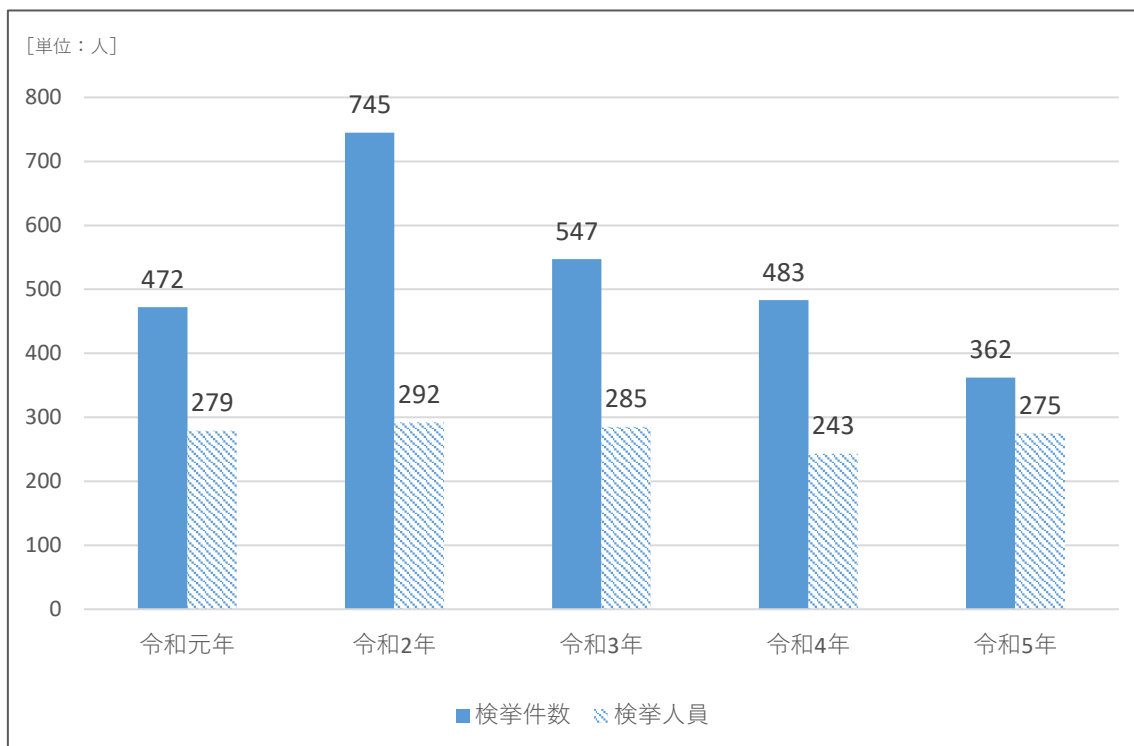
出典：令和六年版再犯防止推進白書

◆ 多治見市における刑法犯認知件数



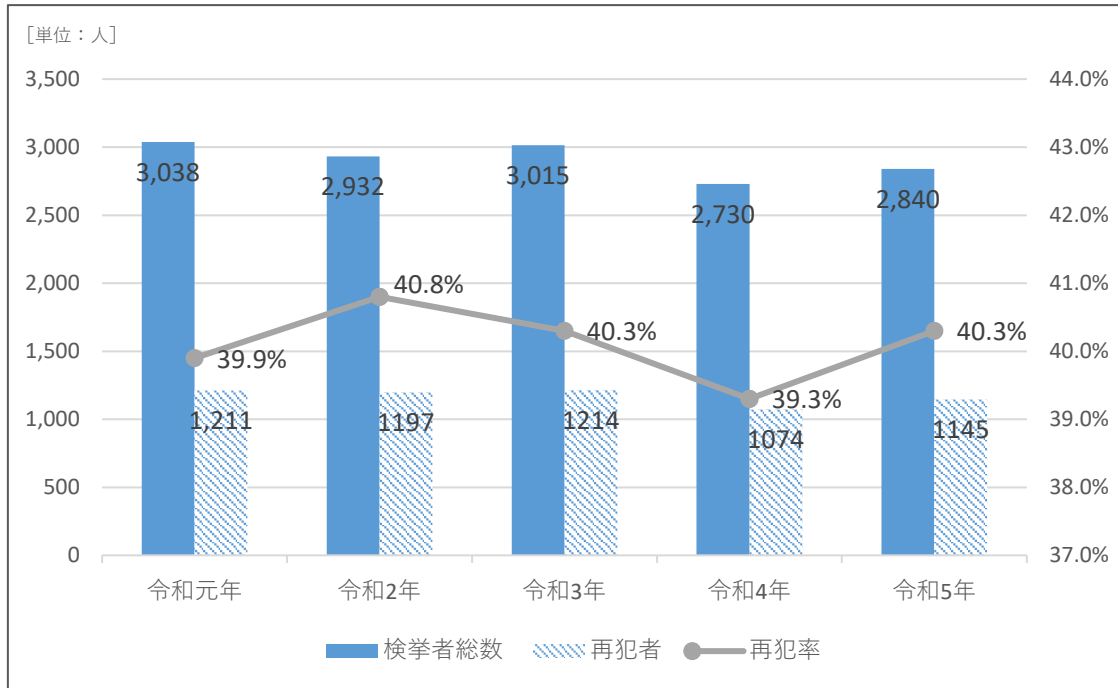
出典：岐阜県警察ホームページ

◆ 多治見署管内における刑法犯検挙件数及び検挙人員数



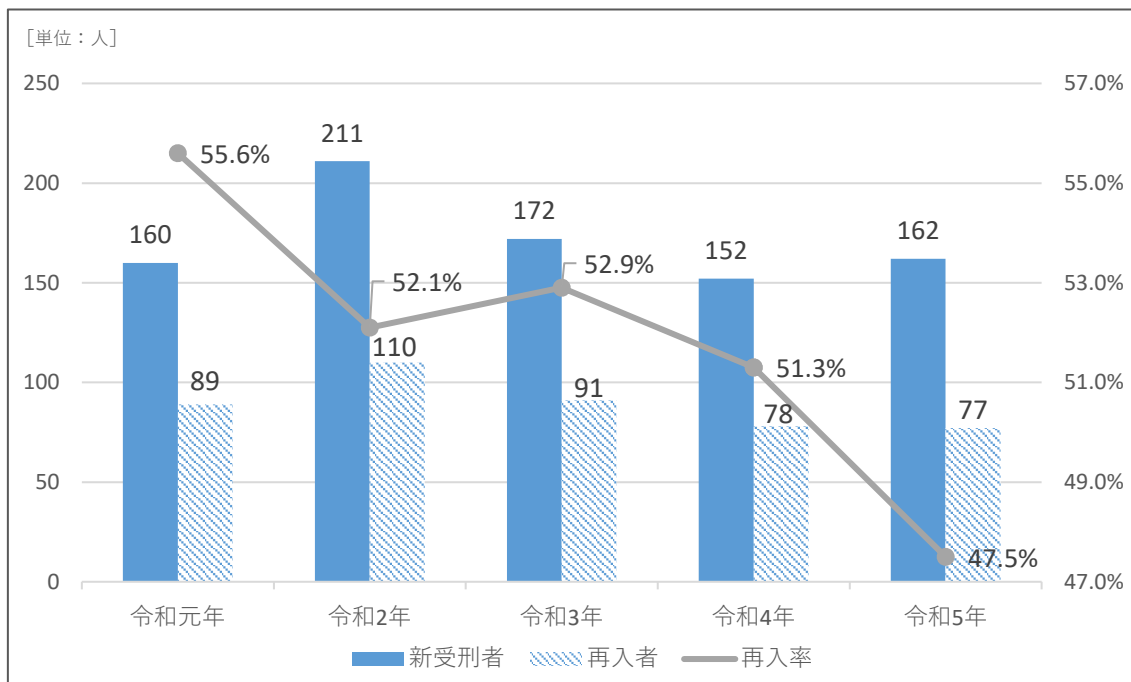
出典：岐阜県警察ホームページ

◆ 岐阜県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



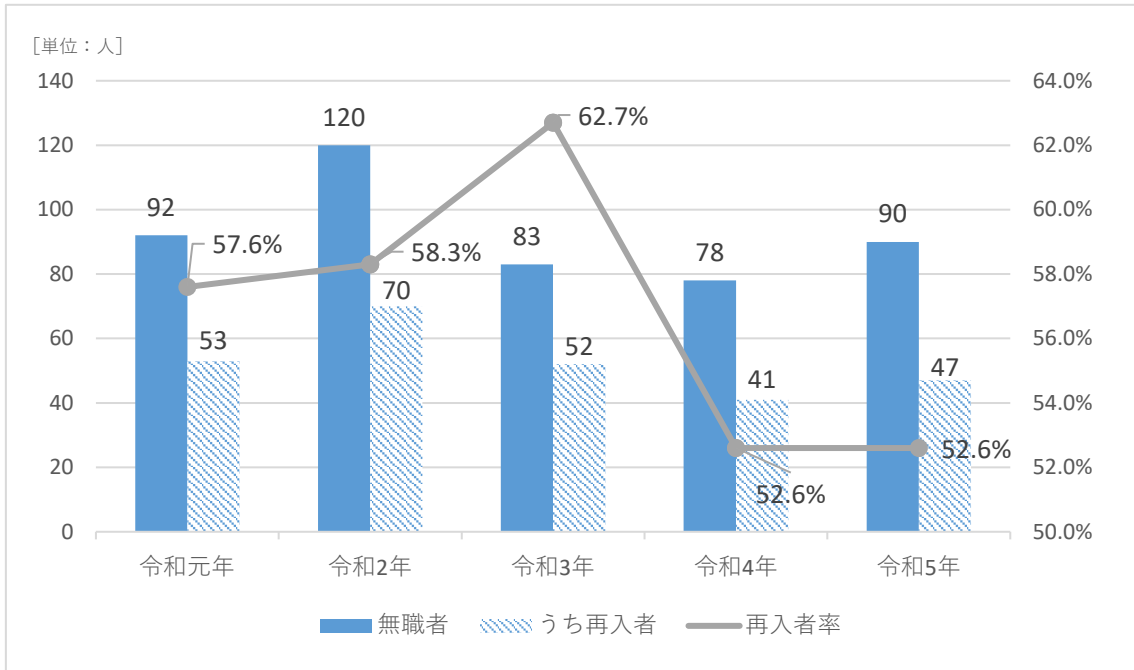
出典：法務省大臣官房秘書課統計データ

◆ 新受刑者(犯行時の居住地が岐阜県内であった者)及び再入者数とその割合



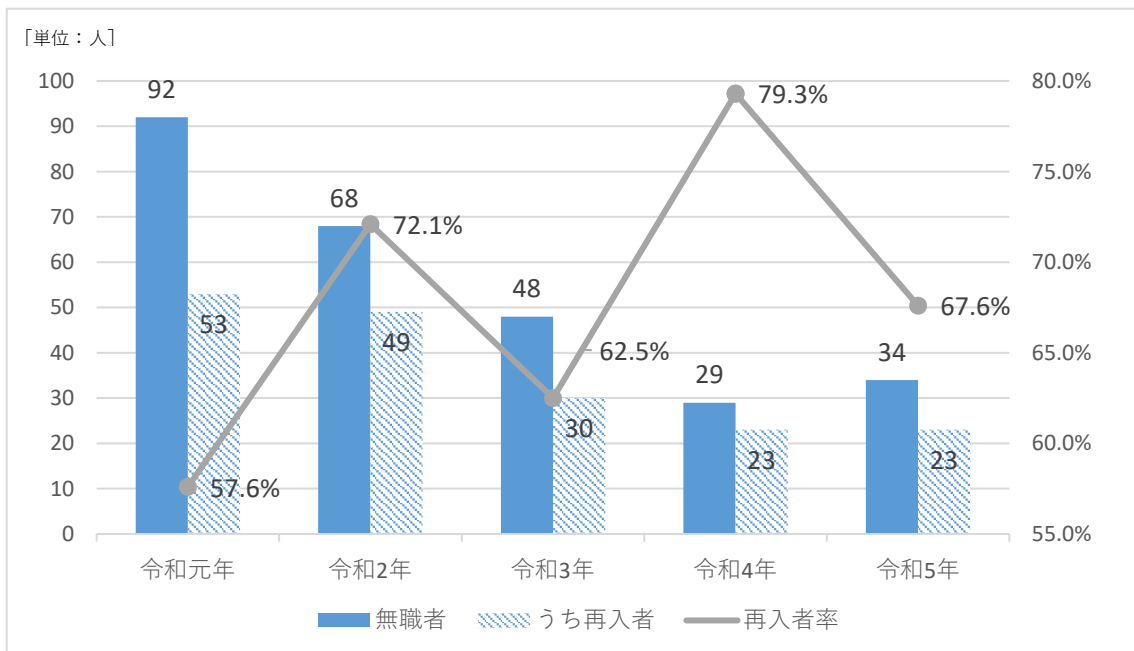
出典：法務省矯正局調査

◆ 新受刑者(犯行時の居住地が岐阜県内であった者)の無職者のうち再入者であった者の数とその割合



出典：法務省矯正局調査

◆ 新受刑者(犯行時の居住地が岐阜県内であった者)のうち覚醒剤取締法違反者及び再入者数とその割合



出典：法務省矯正局調査

◆「再犯の防止等の推進に関する法律」〔平成二十八年十二月十四日号外法律第四百号〕

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければ

ならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

（特性に応じた指導及び支援等）

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

（就労の支援）

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

（非行少年等に対する支援）

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



多治見市再犯防止推進計画（改訂版）

令和 7 年 3 月

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番

多治見市環境文化部くらし人権課

T E L 0572-22-1128 F A X 0572-25-7233

E-mail : kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp